

公 告

次のとおり令和 6 年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業 業務委託に係る
プロポーザルの募集を行います。

令和 6 年 6 月 2 4 日

嬉野市長 村上 大祐

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 6 年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業
業務委託
- (2) 業務内容 令和 6 年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業
業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から～令和 7 年 3 月 3 1 日

2 プロポーザル募集の流れ

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から、令和 6 年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業 業務委託プロポーザル参加申込書及び参加資格を証する資料の提出を求めます。

(2) プロポーザル提案書等(以下提案書等という。)の提出

参加資格を有する者から、提案書等の資料の提出を求めます。

(3) プロポーザル審査会

プロポーザル審査会を実施し、受託者を選定します。

3 参加資格及び共同体に関する事項

(1) 参加者に要求される資格

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- ② 本市市税について滞納のない者。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者又は、参加事業者の構成員となることはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者

- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
- ④ 本市から指名停止を受けている期間中の者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号、第6号及び嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 評価項目

(1) 基本内容・企画

① インフルエンサーの選定

本事業の効果を最大限発揮できるインフルエンサーが選定できているか。

② コンテンツ構成・企画

本業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンテンツの構成・企画となっているか。

③ その他

ターゲット層の興味・関心を惹きつけるような工夫がなされているか。

(2) 業務の監理・運営体制

① 業務の運営スケジュール

計画的で無理のないスケジュールとなっているか。

② 業務の運営体制

責任者・役割分担等が具体的に示され、本業務を確実に履行すると認められるか。

(3) 概要・実績、見積価格の妥当性

① 概要・実績

会社(または担当者)が本業務についての知見・実績を有しているか。

② 見積価格の妥当性

企画提案に対する見積価格は妥当か。

5 手続き等

(1) 問い合わせ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

嬉野市役所 広報・広聴課 (電話)0954-66-9115 (FAX)0954-66-3119

(mail)info@city.ureshino.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の交付期間及び交付方法

公告の日から令和6年7月12日(金)まで。なお、実施要領等は嬉野市ホームページに掲載します。[\(http://www.city.ureshino.lg.jp/\)](http://www.city.ureshino.lg.jp/)

(3) 参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方

- ① 提出期限 令和6年7月12日(金)17時まで
- ② 提出場所 嬉野市役所 塩田庁舎 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参、郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。提出期限日必着のこと)又は電子メール。

(4) 企画提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法、提出部数等

- ① 提出期限 令和6年7月26日(金)17時まで
- ② 提出場所 嬉野市役所 塩田庁舎 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参、郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。提出期限日必着のこと)
- ④ 提出部数等 企画提案書7部
見積書1部
(見積書については押印のうえ、本業務名を記載した封筒に封入し封筒のつなぎ目に押印したものであること※別紙1参照)

6 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領、参加申込書・企画提案書作成要領等によります。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属します。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行ってください。
- (4) 参加報酬は無報酬とします。